

発表事項

- 1 令和元事業年度事業状況及び決算
 - (1) 一般会計
 - (2) 前期高齢者特別会計等
- 2 令和2事業年度一般会計収入支出予算変更
- 3 法改正に伴う支払基金定款の一部変更及び社会保障・税番号制度会計収入支出予算変更

4 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報告事項

- (1) 政府の緊急事態宣言による基金業務への影響
- (2) 令和2年5月診療分の診療報酬等概算前払の実施状況**

- 5 介護納付金の算定に係る新たな業務手順の作成
- 6 令和元年度の診療報酬等確定状況（平成31年4月～令和2年3月診療分）
- 7 令和元年度の審査状況（令和元年5月～令和2年4月審査分）
- 8 令和2年4月審査分の審査状況
- 9 令和元年度の特別審査委員会の取扱状況（令和元年5月～令和2年4月審査分）
- 10 令和2年6月審査分の特別審査委員会取扱状況
- 11 本部監事監査結果報告
- 12 令和2年度第2期（5月）分の後期高齢者支援金等収納状況

診療報酬等概算前払の概要

概要

- 新型コロナウイルス感染症への対応により、資金調達が困難となった医療機関等について、(独)福祉医療機構等による融資が実施されるまでの間の資金繰りを支援することが目的
- 概算前払申請書を提出した保険医療機関等に対して、令和元年12月～令和2年2月診療分の平均支払額と、4月診療分の支払額との差額に8分の10を乗じた額を支払

前払分の精算

- 7月に支払う診療報酬等支払額から、概算前払額を減額調整
- 診療報酬等支払額の不足により減額調整しきれない場合は、残額を一括返済

猶予

- 支払基金宛に申請を行うことにより減額調整の猶予が可能
- 減額調整の分割期間は、8月から12月までの最大5か月
- 「概算前払額減額調整猶予申請書」の締切は、オンライン申請は7月1日(水)終日
郵送分は同日必着

診療報酬等概算前払の実施状況

スケジュール

日程	項目
5月27日～6月5日	医療機関等から審査支払機関に申請（ホームページ入力、郵送）
6月15日	概算前払額決定通知書発送
6月22日	概算前払の実施（令和2年4月診療分と合わせて支払）

概算前払事務局

- 支払基金本部に、概算前払事務局を設置。
- 概算前払事務局は、申請書の受付、各通知書の発送、外部からの問合せ等に対応。

診療報酬等概算前払の実施状況

支払対象医療機関等数

支部	医科	歯科	調剤	訪問	計	支部	医科	歯科	調剤	訪問	計	支部	医科	歯科	調剤	訪問	計
北海道	13	14	2		29	石川	7	2	2		11	岡山	9	3			12
青森	1		1		2	福井						広島	8	3	4		15
岩手	1	1	1		3	山梨			11		11	山口	2	1			3
宮城	2	1	5		8	長野	5	1	4		10	徳島	1	2			3
秋田	2				2	岐阜	6	5	2		13	香川	3	2	4		9
山形	4	1			5	静岡	6	3	1		10	愛媛	5	1	1		7
福島	2		1		3	愛知	25	18	16		59	高知	1	2			3
茨城	17	4	1		22	三重	3	2	15		20	福岡	64	15	10	1	90
栃木	8		1		9	滋賀	8	2			10	佐賀	5		1		6
群馬	9	3			12	京都	5	7	1		13	長崎	8	1			9
埼玉	55	42	8	1	106	大阪	76	37	9	1	123	熊本	6	3	2		11
千葉	23	18	3		44	兵庫	21	17	2	1	41	大分	3		1		4
東京	115	124	62	3	304	奈良	6	5			11	宮崎	5	1			6
神奈川	41	28	41	2	112	和歌山	6	1			7	鹿児島	1		1		2
新潟	5	4	2		11	鳥取	1	1			2	沖縄	7	7	4		18
富山	13	3	11	1	28	島根	1	2	2		5	全国計	615	387	232	10	1,244

診療報酬等概算前払の実施状況

概算前払額の確定状況

区分		医療機関等数	概算前払額 (千円)
医科	病院	100	3,895,350
	診療所	515	819,565
歯科	病院	15	24,624
	診療所	372	193,011
調剤		232	180,239
訪問		10	1,807
合計		1,244	5,114,596

診療報酬等概算前払の実施状況

主な電話照会（参考）

- 令和2年5月27日～6月8日時点 : 合計245件

照会内容

対応

- 概算前払は、申請すれば5月診療分以降も同様に措置されるのか
- 申請するにあたって、融資を受けることが必須なのか
- 概算前払額はいつ支払われるのか
- 5月診療分での一括減額調整について、猶予される場合があるのか
- 債権譲渡医療機関の申請や支払先の取扱いについて
- 概算前払金の計算をしたところ12～2月診療分の平均より4月診療分が多い場合の概算前払金はどうなるのか

- 概算前払については5月診療分のみでの措置となる。
- 融資申請を概算前払の要件とはしていない。
- 6月22日に4月診療分と合わせて支払われる。
- 「概算前払額減額調整猶予申請書」を提出していただければ、8月から最大5か月分割することができる。
- 債権譲渡医療機関については、医療機関より申請していただき、通常の6月支払分と概算前払分を合わせて、譲受人に支払うこととなる。
- 概算前払金についてはゼロ円となる。

概要 関係